



市章

大津市公報

令和4年3月25日
号外(第14号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 条 例

- 23 大津市議会会議条例の一部を改正する条例…………… 1
- 24 大津市議会委員会条例の一部を改正する条例…………… 1

条 例

大津市議会会議条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第23号

大津市議会会議条例の一部を改正する条例

大津市議会会議条例(平成26年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表(第70条関係)				別表(第70条関係)			
名称	目的	構成員	招集権者	名称	目的	構成員	招集権者
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	市議会広報紙の編集及び発行並びに議会の広聴に関する協議	一略一	一略一	一略一	市議会広報紙の編集及び発行並びに議会の広聴並びに <u>広報及び広聴に係る戦略</u> に関する協議	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一
一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一	一略一

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月25日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第24号

大津市議会委員会条例の一部を改正する条例

大津市議会委員会条例(平成26年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

<p>(常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 教育厚生常任委員会 10人</p> <p>ア <u>福祉子ども部</u>の所管に属する事項 イ及びウ 一略一</p> <p>(3)~(5) 一略一</p> <p>3~5 一略一</p>	<p>(常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 教育厚生常任委員会 10人</p> <p>ア <u>福祉部</u>の所管に属する事項 イ及びウ 一略一</p> <p>(3)~(5) 一略一</p> <p>3~5 一略一</p>
--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。